

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当たると翌日)

## 目 次

- ◇告 示 保険医療機関等の指定(保険課)  
土地改良区の役員のが就退任(農村整備課)  
県営土地改良事業計画の決定(〃)  
土地改良法による換地計画の決定(四件)(〃)  
土地改良事業の認可(三件)(〃)  
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(五件)(〃)  
開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- ◇雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)
- ◇正 誤 平成八年一月二十三日付鳥取県告示第二十六号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第五十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定

承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥医院末恒出張診療所	鳥取市伏野一〇九四一	平成八年二月一日
山本医院	境港市外江町三八〇四	〃
福本薬局	鳥取市末広温泉町一五九一一	〃
有限会社あみはま薬局	鳥取市今町二丁目一〇一	〃
あかね薬局	米子市上福原一六〇三	〃
薬局 スタッセ	米子市道笑町四丁目二三八	〃
有限会社平福薬局	西伯郡中山町中七五八一〇	〃
みなと調剤薬局米子店	米子市花園町一三〇一一九	平成八年二月二日

### 鳥取県告示第五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八幡池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

- 理事 山本 庄次郎 鳥取市浜坂一丁目一五―三四
  - 〃 山根 勇 鳥取市浜坂二丁目二―七
  - 〃 坂田 俊夫 鳥取市丸山町一〇〇
  - 〃 橋本 君江 鳥取市浜坂二丁目八―三
  - 〃 米原 寿男 鳥取市浜坂二丁目一―一九
  - 〃 青木 重幸 鳥取市浜坂二丁目九―七
  - 〃 砂川 勇治 鳥取市浜坂二丁目一五―二五
  - 〃 中田 栄 鳥取市浜坂二丁目三―三一
  - 監事 森田 一成 鳥取市浜坂二丁目三―二五
  - 〃 須崎 弘行 鳥取市浜坂二丁目一―二五
  - 〃 坂田 伸顕 鳥取市浜坂二丁目二―一〇
- 平成七年四月三十日退任

就任した役員の名及び住所

- 理事 坂田 伸顕 鳥取市浜坂二丁目二―一〇
  - 〃 武内 稔 鳥取市浜坂二丁目一六―二
  - 〃 森田 一成 鳥取市浜坂二丁目三―二五
  - 〃 米原 章吉 鳥取市浜坂二丁目九―三
  - 〃 中田 栄 鳥取市浜坂二丁目三―三一
  - 〃 米原 正雄 鳥取市浜坂二丁目一〇―一九
  - 〃 米原 喜博 鳥取市浜坂二丁目九―一六
  - 〃 山根 康路 鳥取市浜坂二丁目三―一八
  - 監事 山本 庄次郎 鳥取市浜坂二丁目一五―三四
  - 〃 山根 勇 鳥取市浜坂二丁目二―七
  - 〃 山根 重顕 鳥取市覚寺四―一
- 平成七年五月一日就任 任期二年

鳥取県告示第六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営担い手育成基盤整備事業印賀地区区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る小田川地区第五工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る智頭地区第七工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る山田谷地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る南大山区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第六十五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業（農村総合整備事業小船地区農業用排水）を平成八年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六十六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業（農村総合整備事業吉川地区農道整備）を平成八年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業（農村総合整備事業米地区農道整備）を平成八年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六十八号**

若美町が行う土地改良事業に係る高山地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十九号

岩美町が行う土地改良事業に係る蒲生地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十号

鹿野町が行う土地改良事業に係る今市地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十一号

若桜町が行う土地改良事業に係る上高野地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の

翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十二号

日野町が行う土地改良事業に係る三栗地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十二月二十一日 鳥取県指令米土維十第二十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原八丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市米原七丁目一五一

佐藤 巖

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項又は第9条第4項において準用する第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成8年2月20日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成8年2月6日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 肇 篤

○ 法第6条第2項の届出に係るもの

届出者の名称	株式会社ジュンテンドー	株式会社ジュンテンドー
第二種大規模小売店舗の名称及び所在地	ホームセンタージュンテンドー安倍店 米子市安倍169外	ホームセンタージュンテンドー岸本店 西伯郡岸本町大蔵977-1外
現在の店舗面積	999㎡	850㎡
増加しようとする店舗面積	217㎡	295㎡
店舗面積を増加する日	平成8年6月30日	平成8年6月30日

○ 法第9条第3項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称  
株式会社ジュンテンドー
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンタージュンテンドー安倍店  
米子市安倍169外
- 3 現在の休業日数  
年15日
- 4 削減後の休業日数  
年12日
- 5 休業日数の削減を行う年月日  
平成8年6月30日

正 誤

平成八年一月二十三日掲載の鳥取県告示第二十六号（国土調査の成果の認証）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤り 正  
三 下 後ろから七 〃 平成八年一月二十三日